

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	旭川市柔道場	所在地	旭川市7条通14丁目
設置目的	市民が柔道を通じ、健康の保持・増進と体育の振興を図ることを目的とする。		
規模	・木造モルタル平屋建総面積 239.37㎡ ・道場(208㎡ 畳100畳敷) ・その他(便所、更衣室、水飲み場、シャワー施設)	設置年月日	昭和47年

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	株式会社旭川振興公社	指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料(千円)	R4 1,953 千円 R5 2,042 千円 R6 2,173 千円 R7 2,201 千円 R8 2,232 千円

3 総合評価

施設所管部の評価（1次評価）	管理運営方法の見直し	
	指定期間中の導入効果及び課題	【導入効果】 ①柔道場の設置目的に基づき、年間を通じて柔道の練習場として安定的に供されている。また、指定管理者の自主事業として、柔道有段者を講師に招いた護身術教室等も開催するなど、格技を通じた市民スポーツの普及・振興に貢献している。 ②制度導入以前の管理水準を維持し、仕様書等に定める要求水準を満たした管理運営が行われている。 【課題】 昭和47年建築の木造施設であり、建物全体の老朽化が著しく進行している。
	今後の管理形態	☒ 指定管理者制度 ☐ 直営
	理由	①直営に代わり指定管理者制度を継続することで、直営よりも経費面において効果的であると考ええる。 ②民間のノウハウ活用により利用者サービスの向上が図られている。なお、直営による管理とした場合、次の課題が生じる。 ・市職員による直接雇用の体制では、柔軟な勤務シフトの構築や効率的な人員配置が困難である。 ・突発的な人員不足の際、現在指定管理者が行っているような迅速かつ柔軟な代替要員の確保・補充への対応が難しい。 以上のことから、引き続き指定管理者制度を活用し、運営を継続することが適当であると考ええる。
	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	☒ 公募 ☐ 非公募
	非公募の場合、その理由	
	今後の改善点	
施設の老朽化が著しいことから、今後の安全確保や改修・更新を含めた施設の在り方について、中長期的な視点から慎重に検討していく必要がある。		
制度所管部等の評価（2次評価）	仕様書に基づき適正に管理運営されているとともに、柔道を通じた市民の健康増進と体育の振興に貢献している。また、直営と比較して柔軟な人員配置による人件費削減が図られていることから、引き続き指定管理者による管理運営が適当である。 今後は利用実態を踏まえた施設の必要性や機能集約の検討と、運営の効率化を積極的に進められたい。	